

飯田市下水道事業の企業会計方式移行(法適化)に向けた進捗状況と今後の  
進め方について

平成 28 年 1 月 29 日 (金)  
飯田市議会全員協議会資料  
上下水道局 経営管理課

平成 28 年 4 月 1 日から飯田市下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、企業会計方式へ移行(法適化)するために必要となる準備作業を進めている。

1 経過について

- (1) 平成 25 年 3 月 15 日、建設環境委員会協議会で平成 28 年度から下水道事業を企業会計方式へ移行に向けることについて報告。
- (2) 平成 25 年度から企業会計方式移行(法適化)に必要な各種作業を実施。

2 現在の進捗状況

(1) 資産の調査及び評価について

- ①減価償却費の算定に必要な過去に建設した下水道施設等の固定資産の調査及び評価を、平成 25 年度から 3 カ年の債務負担により業務委託にて実施。
- ②昨年 10 月末までに平成 26 年度分までの資産調査がほぼ完了。現在、新公営企業会計システムにデータの登載を行っている。

(2) 新しい公営企業会計システムの構築について

- ①公募型プロポーザルにて業者選定し、平成 26 年度から 2 カ年の債務負担により業務委託にて実施。水道事業と共用・共同システムとすることで、導入構築費用及びその後の保守・運用管理費の削減を図った。
- ②昨年 9 月末にハードウェア関連が納品済み。現在、平成 28 年度当初予算編成に向けて作業を進めている。

(3) 移行に関する各事務手続きについて

①例規の整備について

- ・以下の 2 点について例規の整備が必要となる。
  - ア. 地方公営企業としての下水道事業を設置する条例を定めること(関連条例改正含む)。
  - イ. 下水道事業に企業会計方式を適用した際の財務の詳細な内容を定める規則

を

定めること。

- ・条例については、平成 27 年第 4 回定例会にてお認めいただけたところである。
- ・規則については、現在最終的な調整を行っており、今後速やかに策定する。

②出納取扱金融機関(メインバンク)及び収納取扱金融機関について

- ・法適用後は飯田市一般会計の指定金融機関とは別に、独立した資金口座を持つ

ことになる。

- ・水道事業と同じ飯田信用金庫を出納取扱金融機関とし、その他市内本支店金融

機

関を収納取扱金融機関とする方針を定め、各金融機関との協議が整ったことか

ら、

昨年末に最終決定(市長決裁)したところである。

現在各金融機関と契約内容について最終調整を行っており、調整終了後速やかに

に

各金融機関との契約及び指定の公告を実施する予定。

③会計管理者への出納事務の一部委任について

- ・病院事業と同じように、支払等出納事務の一部を会計管理者に委任する予定で、そのための調整を会計課ほか関係部署と進めている。

### 3 今後の進め方

(1) 平成 28 年度当初予算編成及び議会への予算案の提出などについて

現在企業会計方式による新年度当初予算案の編成作業を進めており、平成 28 年第 1 回定例会において予算案を初日提案させていただく予定。

- ・ 3 月 10 日産業建設委員会で説明。

(2) 開始貸借対照表の準備、27 年度打ち切り決算について

- ①開始貸借対照表作成等、企業会計へスムーズに移行できるように準備を進める。
- ②打ち切り決算のため、年度内に収入・支払が完了するように事務を進める。

(3) その他

- ①上下水道事業運営審議会へ法適化について説明を行う(本日全員協議会終了後)。
- ②関係官庁(総務省・税務署)への届け出の準備を行う。
- ③移行に向けた全体確認及び庁内関係部署との調整を進める。

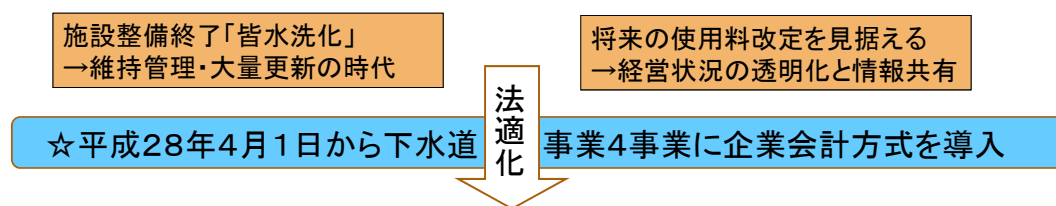
# 下水道事業の法適化について

— 飯田市議会全員協議会 —

平成28年1月29日 飯田市議会議場

## 1 法適化の概要

### 法適化(企業会計に移行)する目的と効果



効果	説明
資産の価値把握	減価償却による資産価値の把握を行うとともに、施設の長寿命化や将来のアセットマネジメントにつなげる。
事業状況の説明可能性向上	貸借対照表・損益計算書を作成することにより、下水道事業の本来の経営状況をわかりやすく説明することができる。
他団体との比較	統一された会計方式に基づく他団体との比較を行うことにより、経営状況の把握、改善方法の検討につなげる。

## 2 法の一部適用と全部適用

### 法の適用範囲と全部適用・一部適用の違い

項目	一部(財務規定等)適用(下水道事業)	全部適用(水道事業)
法の適用範囲	・総則(第1条～第6条) ・財務に関する規定(第17条～第35条) ・雑則(第40条～第42条)	一部適用の範囲に加え、 ・組織に関する規定(第7条～第16条) ・職員に関する規定(第36条～第39条の3)
財務規定の適用	財務規定を適用し、企業会計方式により経理を行う。	一部適用の場合と同様。
管理者の設置	管理者を置かず、市長がその権限を持つ。	管理者を設置し、業務全般の権限を持つ。 (規模により管理者を置かないことも可能) ※飯田市水道事業では管理者を置いていない。
職員の身分	地方公務員法を全面的に適用(市長部局の職員と同じ)	地方公営企業法に定める企業職員となり、地方公務員法の一部が適用除外。
組織機構	市長事務部局の一部。 (飯田市の場合、「上下水道局」)	独立した組織となる。 (飯田市の場合、「水道局」)

3

## 3 官庁会計と企業会計との比較

### ①会計方式に関する比較

項目	官庁会計方式(現行)	企業会計方式(法適用後)
簿記方式	単式簿記	複式簿記
会計科目	予算・決算とも同一の歳入・歳出科目を使用	予算科目と勘定科目の2種類を使用
予算	収益的収支と資本的収支の区分なし	収益的収支予算(3条予算)と資本的収支予算(4条予算)を区分
記帳タイミング	現金収支が行われた時点(現金主義)	取引が発生した時点(発生主義)
経理対象	現金収支のみ	現金収支に加え、非現金収支(減価償却費・各種引当金等)も対象

4

### 3 官庁会計と企業会計との比較

#### ②会計事務に関する比較

項目	官庁会計方式(現行)	企業会計方式(法適用後)
出納整理期間	2カ月間	なし
決算整理期間	3カ月間	2カ月間
会計出納事務	会計管理者が行う	飯田市では一部適用のため、事業管理者を置かず、事務の一部を会計管理者に委任
監査	原則年1回の定例監査	月1回の例月出納監査が必要
業務状況の報告	決算時に行う	決算時に加え、少なくとも年1回は事業概要・経理状況等業務状況の報告が必要

5

### 4 予算に関する変更点

#### ①予算書・説明書に関する変更点

項目	官庁会計方式予算 (地方自治法第215条)	企業会計方式予算 (地方公営企業法施行令第17条)
予算書	—	①業務の予定量
	①歳入歳出予算	②予定収入及び予定支出の金額
	②継続費	③継続費
	③繰越明許費	④債務負担行為
	④債務負担行為	⑤企業債
	⑤地方債	⑥一時借入金の限度額
	⑥一時借入金	⑦予定支出の各項の経費の金額の流用
	⑦歳出予算の各項の経費の金額の流用	⑧議会の議決を経なければ流用することのできない経費
	—	⑨一般会計又は他の特別会計からの補助金
	—	⑩利益剰余金の処分
	—	⑪たな卸資産購入限度額
	—	⑫重要な資産の取得および処分

6

## 4 予算に関する変更点

### ① 予算書・説明書に関する変更点

項目	官庁会計方式予算 (地方自治法施行令第144条)	企業会計方式予算 (地方公営企業法施行令第17条の2)
予算に関する説明書その他	①歳入歳出予算事項別明細書	①予算の実施計画
	—	②予定キャッシュフロー計算書
	②給与費明細書	③給与費明細書
	③継続費に関する調書	④継続費に関する調書
	④債務負担行為に関する調書	⑤債務負担行為に関する調書
	—	⑥当該年度の予定貸借対照表並びに前事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表 ※法適用初年度の予算のみ開始貸借対照表を添付、また前事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表は添付しない。
	⑤地方債に関する調書	※企業債については決算において明細書を添付する。
—	(地方公営企業法施行規則第35条)	
—	⑦注記	

なお、企業会計方式予算において、財務諸表(予定貸借対照表、予定損益計算書)の金額は税抜表示、それ以外の書類は税込表示である。

7

## 4 予算に関する変更点

### ② 予算科目の変更

○企業会計方式の移行に伴い、収益的収支予算(3条予算)と資本的収支予算(4条予算)に予算を分離して作成。

例: 公共下水道排水費—工事請負費の分割

<b>現行下水道事業特別会計予算</b> (歳出) 2款 下水道事業費 2項 公共下水道排水費 1目 排水費 15節 工事請負費 取付管及び公共樹設置工事費 人孔補修工事費(飯田処理区)	<b>新下水道事業会計予算</b> (収益的支出) 2款 下水道事業費用 1項 営業費用 1目 管渠費 (節 工事請負費) (人孔補修工事費(飯田処理区))	←維持管理に関する工事  ←資産形成に関する工事
	(資本的支出) 4款 資本的支出 1項 建設改良費 2目 公共下水道事業費(単独) (節 工事請負費) (取付管及び公共樹設置工事費)	

(新予算において、かっこ内の節名及び工事種別は予算の実施計画には表示されない)

8

## 4 予算に関する変更点

### ③ 予算内容の変更

#### ア 収入予算の調定額での計上

- ・発生主義であるため、収入は調定をした時点で記帳  
→予算時点でも同様の考え方であり、予算計上額が増加する。

例：平成26年度下水道使用料(全事業一現年度分)

官庁会計：1,900,176千円 企業会計1,936,989千円(差額は未収見込額)

#### イ 非現金収入・支出の予算計上

- ・支出では減価償却費・各種引当金、収入では長期前受金戻入益を計上  
→収入予算額、支出予算額とも総額が増加する。

例：平成26年度下水道事業会計予算

官庁会計：歳入歳出とも4,277,700千円

企業会計：収入(収益+資本)5,873,763千円 支出(収益+資本)6,608,686千円

9

## 4 予算に関する変更点

### ④セグメント情報の開示

○平成26年度から実施された公営企業会計制度の変更により、セグメント情報の開示が義務づけられた。

→飯田市下水道事業では、公共・特環・農集排・小規模集排の4事業をセグメント分割して予算書に表示する予定である。

セグメント表示の例

項目	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	農業集落排水事業	小規模集排水処理事業	合計
営業収益	1,610,694	83,306	100,617	1,206	1,795,823
営業費用	2,526,520	277,062	427,979	8,434	3,239,994
営業損益	△ 915,826	△ 193,756	△ 327,362	△ 7,227	△ 1,444,171
経常損益	50,527	48	8,473	△ 389	58,658
セグメント資産	40,814,126	5,821,401	8,320,909	116,106	55,072,542
セグメント負債	38,509,306	7,433,960	8,222,999	117,183	54,283,448
その他の項目					
他会計繰入金	1,161,200	301,800	401,383	9,617	1,874,000
減価償却費	1,711,386	209,609	314,183	5,420	2,240,597
特別利益	14,744	239	185	0	15,168
特別損失	65,319	895	8,975	1	75,190
固定資産の増減額	△ 1,171,342	△ 203,128	△ 282,611	△ 5,421	△ 1,662,502

10

## 5 その他

### 下水道事業における貸借対照表の特徴

#### ①固定資産の額が多い(26年度予定 下水道550億円余 水道224億円余)

(理由)

- ・下水道管は水道管よりも一般的に深い場所に埋設する必要があり、建設事業費がより多くかかるため。
- ・汚水を適正に処理するためには大規模な処理場が必要であり、建設費・更新費が多くかかるため。
- ・飯田市では皆水洗化を進めるため、下水道事業に対し多額の投資を行ってきたため。

#### ②負債の額が多い(26年度予定 下水道542億円余 水道143億円余)

(理由)

- ・下水道施設建設時の財源は、国県補助金・企業債・受益者負担金・繰入金が大半であるが、平成26年度からの公営企業会計制度の改正により、これらが全て負債(企業債・長期前受金)に計上されるため。



飯田市下水道事業の設置等に関する条例をここに公布する。

平成27年12月24日

飯田市長 牧野光朗

飯田市条例第45号

## 飯田市下水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）の規定に基づき、飯田市下水道事業（以下「下水道事業」という。）の設置及びその運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(下水道事業の設置)

第2条 下水を排除し、処理することにより、市民の公衆衛生及び生活環境の維持向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

2 下水道事業のうち、公共下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する下水道をいう。）に係るもの（次項において「公共下水道事業」という。）の処理区名、排水区分、全体計画区域、全体計画区域面積、全体計画処理人口及び全体計画1日最大処理能力は、別表第1のとおりとする。

3 下水道事業のうち、公共下水道事業以外のものの事業名及び地区名、計画区域、計画区域面積、計画処理対象人口並びに計画1日平均処理汚水量は、別表第2のとおりとする。

(法の財務規定等の適用)

第3条 法第2条第3項及び令第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第4条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第7条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち、次の各号に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納及び支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務
- (3) 小切手の振出しに関する事務
- (4) 有価証券の出納及び保管に関する事務
- (5) 現金の記録管理に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第8条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第9条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(飯田市特別会計条例の一部改正)

2 飯田市特別会計条例(昭和39年飯田市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第1条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

(飯田市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

3 飯田市農業集落排水処理施設条例(平成13年飯田市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「農業集落排水処理施設」の次に「(小規模集合排水処理施設を含む。以下「処理施設」という。)」を加える。

第2条中「農業集落排水処理施設(以下「処理施設」という。)」を「処理施設」に改める。

別表第1中目名振地区小規模農業集落排水処理施設の項及び堤田地区小規模農業集落排水処理施設の項を削り、同表に次のように加える。

目名振地区小規模集合排水処理施設	飯田市虎岩の一部	飯田市虎岩182番地1
------------------	----------	-------------

堤田地区小規模集合排水処理施設	飯田市虎岩の一部	飯田市虎岩313番地2
-----------------	----------	-------------

別表第2中目名振地区小規模農業集落排水処理施設の項及び堤田地区小規模農業集落排水処理施設の項を削り、同表に次のように加える。

目名振地区小規模集合排水処理施設	480,000円
堤田地区小規模集合排水処理施設	590,000円

別表第1（第2条関係）

処理区名	排水区分	全体計画区域	全体計画区域面積	全体計画処理人口	全体計画1日最大処理能力
飯田処理区	汚水及び雨水	下水道法の規定に基づいて定めた左欄の処理区に係る事業計画に定める区域	汚水2,955ヘクタール 雨水2,795ヘクタール	76,900人	49,000立方メートル
竜丘処理区	汚水	同上	248ヘクタール	5,900人	3,200立方メートル
川路処理区	汚水	同上	130ヘクタール	2,240人	1,300立方メートル
和田処理区	汚水	同上	38ヘクタール	1,300人	900立方メートル

別表第2（第2条関係）

事業名及び地区名	計画区域	計画区域面積	計画処理対象人口	計画1日平均処理汚水量
農業集落排水事業立石地区	飯田市立石の一部	7.4ヘクタール	540人	145.8立方メートル
農業集落排水事業知久平地区	飯田市下久堅知久平の一部	11ヘクタール	1,490人	402.3立方メートル
農業集落排水事業柏原地区	飯田市上久堅の一部	7ヘクタール	330人	89.1立方メートル
農業集落排水事業下殿岡地区	飯田市駄科、上殿岡、下殿岡及び三日市場の各一部	38ヘクタール	1,730人	467.1立方メートル
農業集落排水事業下虎岩地区	飯田市下久堅下虎岩及び虎岩の各一部	25.6ヘクタール	1,420人	383.4立方メートル
農業集落排水事業船渡地区	飯田市龍江の一部	30ヘクタール	1,760人	475.2立方メートル
農業集落排水事業上久堅中央地区	飯田市上久堅の一部	23ヘクタール	1,200人	324.0立方メートル
農業集落排水事業更生太田地区	飯田市龍江の一部	30ヘクタール	2,710人	731.7立方メートル

農業集落排水事業 米川野池芋平地区	飯田市千代の一部	16ヘクタール	980人	264.6立方メートル
小規模集合排水処 理事業目名振地区	飯田市虎岩の一部	—	80人	21.6立方メートル
小規模集合排水処 理事業堤田地区	飯田市虎岩の一部	—	70人	19.0立方メートル